



## 現在の幼稚園の性格

多田鉄雄

学校教育法によって終戦後には学校体系の一環としての位置を獲得した幼稚園は、さきほどもまた、小学校との関連性の重視をその特色の一つとしている新しい幼稚園教育要領が公けにされたりして、一見したところ新しいその性格をますますはつきりさせているように見える。しかし一步深く立入って眺めると、実は必ずしもそうと云い切れないのであって、この幼稚園の在るべき性格をはつきりさせない限り、問題が次から次へと、又くり返しくり返し起ってくると云わなければならない。例えば幼稚園の評価の問題にしても、幼稚園の性格がはつきりして初めて一般に承認されるような結論が出せると云うものである。即ち幼稚園を小学校と緊密に関連付けて考えるとき、しからざる場合に比して、はるかに評価の持つ意義が深くなるわけである。したがって、そこでは幼稚園を経由しない児童をどうするかの問題がただちに生

れてくる。

幼稚園制度は世界の諸国において全体の傾向としては、一つの方向が、即ち幼稚園を公学校系統に組入れ、その最下段階の教育制度として確立して行く方向がとられていると云えるが、実は公学校系統に組入れられることによって問題が解決されるものではなく、現代における幼稚園の在り方の問題はむしろ、そこから初まるとさえ云える。と云うのは公学系統への組入れと云うことは、たしかに就学前教育の必要性の全面的肯定をば意味してはいるが、第一にそれが直ちに就学前教育の機会均等を保証しているとは限らず、第二に就学前幼児にとつては単に教育の面のみでなく、保護の面もこれに劣らず重要であり、しかも現代社会は要保護の幼児を質的にも量的にも次第にますます多く作り出しているのであって、公学系統へ組入れることだけでは、これに対して何等解決の

途を与えるものではないし、第三に上と関連して幼稚園の年限、年齢、及び幼稚園年齢以下の幼児の問題があらためて生れてくるからである。

現在のわが国の幼稚園の性格はどうなのであるか。それを考えるためには、やはりこれまで辿って来た道をふり返って見る必要がある。先ず大まかに沿革を見るに、明治五年の学制で「男女ノ子弟六才迄ノモノノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教フル」ものとして、一般にフランスの学校制度に範をとつたと推測されている「幼稚小学」が規定されたが、実際に幼稚園が設けられたのは明治九年で東京女子師範（後の東京女高師）に附設されたものであって、これが初期の幼稚園の性格を規定したと云える。ただし、すでに明治八年に京都で、当時の第三〇区小学校（柳池小学校）の校舎の一部に幼稚遊嬉場が設けられて幼児保育にあったが、これはまもなく中絶されてしまったし、現在までの幼稚園の系統に直接につながるものではない。

その後十年間の幼稚園の発達は遅々たるもので、明治十八年になって全国の幼稚園数が三〇をかぞえる程度であったが、これは当時の義務教育の小学校初等科がわずかに三ヶ年であったのに、その就学率が五〇%以下であったことからわかるように、教育制度の未整備時代であつてみれば当然のことであろう。しかしこの間においても簡易幼稚園の設置が奨

励されるなど幼児教育に対する努力や動きがなかったわけではない。明治二〇年前後から次第に大きく増加し初め、とくに昭和年代に入ると増加率はかたまり、第二次世界大戦前の昭和十五年には二〇五一園に達したが、大戦の苛烈化とともに減少し、その末期には一時閉鎖されて、一部が戦時保育所に編成替えされて残るだけとなった。

しかし終戦後は再びその増加がいちじるしく、昭和三十年現在で五三一六園を数えている。特にわが国の幼稚園で特記すべきことは私立施設が圧倒的に多い事実である。即ち明治三九年を境に、その後は私立の一方的増加によって今日に至っており、三十年現在で私立は三四七三園で全体の五分の三以上を占めている。このことが色々な点でわが国の幼稚園の特徴を形成していることは忘れられてはなるまい。

このように発達して来た幼稚園は法制的に見て四つの時期に分けられる。即ち四回にわたりその性格を変えて来たわけである。「第一期」は明治九年に始まる創設期である。前述の東京女子師範付属幼稚園規則中に「第二条 小児ハ男女ヲ論ゼズ年齢満三年以上満六年以下トス 但し時宜ニ由り満二才以上ノモノハ入園ヲ許シ」とあり、初めは実際は若干のこのような小さい年齢の子供も入園を許されて、いわゆる員外開誘室（特別保育室の意）で保育されていたこと、および明治十五年の文部省示諭に「文部省直轄ノ幼稚園ハ務メテ園制ノ完

全ナランコトヲ期シ而シテ地方ニ於テ設ケル所ノモノモ概ネ之ニ模倣スルヲ以テ規模頗ル大ナレバ人ヲシテ都會ノ地ニ非ザレバ之ヲ設ケルコト能ハズ又富豪ノ子ニアラザレバ之ニ入ルコト能ハザルノ感アラン然レドモ幼稚園ニハ又別種ノモノアリ都鄙ヲ論ゼズ均シク之ヲ設置シ貧民力強者等ノ児童ニシテ父母其養育ヲ顧ミルニ暇アラザルモノヲ之ニ入ルコトヲ得ベキモノトス……其父母モ亦係累ヲ免レ生産ヲ営ムノ便ヲ得テ(後略)とあり、幼稚園が託児所の使命をもあわせもつように言及されており、現に明治二五年には東京女高師付属幼稚園に分園を設け、資産なき家庭の幼児を保育する施設たらしめるよう図つてもいる。ただしこのような示論が発せられたこと自体が、逆に当時の幼稚園がほとんど有産階級の子弟によって占められていたことを示唆しているが(小川正通教授著「保育原理」参照)、ともかくも趣旨は貧困家庭幼児の保護、三才未満足の保護をも担当すべきものとされていたわけである。

「第二期」は明治三二年から大正末期までで、同年に文部省令で初めて幼稚園保育および設備規定が定められ、ついで翌年におなじ内容が改正小学校令施行規則にあげられたが、ここでは幼稚園とは満三才から小学校就学までの幼児を保育するものとされ、小学校との連関については別に考慮されていないが、ともかくも独自の就学前教育施設としての性格を

明らかにした。

「第三期」は幼稚園令がはじめて独立して制定された大正十五年から終戦後までで、大正年代に入って幼稚園が普及して行くにつれ、そこへ入園させる階層も広がる一方、託児所も次第にふえて来ていた。この状況を背景に出来た勅令の底には、したがって幼稚園、託児所一元化の含みが盛られていたのであって、第六条には「特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三才未満ノ幼児ヲ入園セシムルコトヲ得」と規定され、勅令発布に関する訓令において「父母共ニ労働ニ従事シ子女ニ対シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多数居住スル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ……随ツテ其保育ノ時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻ニ及フモ亦可ナリ」と云っているのは、まさにそれを証するものである。この一元化の問題は、その後も解決せず、さらに学校教育法発布の際にも、一応は論議されたものの、未解決のまま現在に至つている。それ故に第三期の幼稚園の性格は、実際はともかくも幼稚園令の精神から見ると託児所の使命も果たすべき施設とされていたのである。

「第四期」は昭和二二年の学校教育法によって学校体系に組み入れられている現在の幼稚園であり、年齢は再び三才以上と定められている。ここでは幼稚園の特殊性も認められてはいるが、ともかくも学校教育の最下段階を意味しており、文部

省当局の云うように「学校系統から云って最初の段階に属する公的教育機関であり」、その点からは将来に幼稚園義務制化の方向を見ているとも云える。

わが国の幼稚園はこのように、その性格を再三変えて来たのであるが、それは大別すれば純然たる教育施設とされた場合と、託児所的機能も含めた施設とされた場合の二つになる。現在の幼稚園が一応前者として考えられていることは勿論であるが、若しそうだとすれば満四才からするか、満五才からするか、又現行の満三才にするかによって、その意味も全くちがって来るし、凡ての事柄が非常に異なってくる。たしかに学校教育法制定に際しては幼稚園児を満三才からにするか、四才乃至五才からにするかについては、相当に議論があつたようである。しかし結果的には、従来通りと云う以外に、それほど明確な見透しも理由もなく現行通りになつていと云う他はない。と云うのは小学校の下の段階の純教育機関と考えるならば、アメリカで多く行われているように一年保育に限る方が、色々の点ですぐれていると云える。但しこの場合にはアメリカの幼稚園（五才児）、保育学校（四才以下）のように幼稚園年齢以下の幼児の施設も同時に考えられなければならないはずである。それ故に極端な云い方をすれば、学校教育法における幼稚園は、狙いとしては、アメリカの幼稚園のように一年保育を考えていながら、保育所との

関係、年少幼児の施設の問題を未解決のままにして、一応それを補うために満三才以上としているので、いわば二つの主張の妥協的形態をなしているわけである。さればこそ、今度の幼稚園教育要領も、保育と云わず教育と云い、又小学校との連けいに重点をおく一方、三才・四才・五才の年齢別による教育計画を立てよとすすめておる。又三才・四才・五才を通ずる教育が承認され、指導要録もそのようにして始めて幼稚園自体のために価値あるはずであるのに、一方において数年前に入園志望者が多すぎるからと云つて文部省当局は一年保育の優先を勧奨したりしたのである。

このような現在の幼稚園の性格のあいまいさが払拭されない限り、幼稚園に関する諸問題の眞の解決はあり得ないであろう。例えば一二の例をあげれば、一年保育か二年保育か三年保育かの問題は単に年限の長短の問題だけではなく、年齢が低くなるにつれ保護の面が強化される必要がある点からの諸問題を含むものである。又、幼稚園を公学系統に組入れる方向——それが一年保育を狙う道と相通ずるとも云えるが——は、現実において全体の三分の二以上を占めており、而も必ずしも一年保育のために設置されているのではない私立施設を考えると、問題が簡単でないことは明らかであろう。そしてこれらに関して次第に方策を樹てるについても、先づ幼稚園の性格が明確化されねばならないであろう。